

第3. 我が国の特惠関税制度の概要等

1. 意義及び経緯

開発途上国等からの輸入を促進するため、開発途上国等から輸入される一定の農水産品、鉱工業品につき通常の関税率より低い特惠税率を適用する制度。LDC（後発開発途上国）の産品に対しては、特惠税率を一律無税とする、一層の優遇が行われている（LDC特惠措置）。

我が国では昭和46年に導入されて以来、10年ずつ5回延長され、令和3年度改正により適用期限は令和12年度末までとされている。

2. 特惠受益国及び地域

126ヶ国及び4地域（別表）

（注）平成12年度から、世界銀行統計の「高所得国」に3年連続該当した国・地域については、特惠関税を適用しないこととしている（特惠卒業）。そのため、平成12年度から韓国・台湾・香港・

シンガポール等19の国・地域、平成15年度からスロベニア、平成18年度からバーレーン、平成19年度から仏領ポリネシア地域、平成21年度からサウジアラビア、平成23年度からオマーン等3ヶ国、平成24年度から英領アンギラ地域等7地域、平成25年度からクロアチア、平成28年度からクック、平成29年度からチリ等3ヶ国、平成30年度からセーシェル、アンティグア・バーブーダ、令和3年度からパラオ、令和4年度からパナマ、令和5年度からモントセラト地域について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。また、令和元年度から、3年連続して世銀統計における「高中所得国」に該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上に該当した国・地域についても、特惠関税を適用しないこととしている。そのため、令和元年度から中国等5ヶ国について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。

3. 農水産品・鉱工業品別の一般特惠措置の内容

	農水産品（HS1～24類）	鉱工業品（HS25～97類）
特惠対象品目	有税品2,051品目中430品目	有税品4,319品目中、毛皮、合板、繊維製品等及びLDC特惠対象品目を除く3,292品目
特惠税率	個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ	① 原則として無税 ② ただし、関税暫定措置法別表第3の品目（1,140品目）は一般税率の20%、40%、60%、80%
特惠停止方法	エスケープ・クローズ方式 （ ・国内産業に損害を与える等の場合に、政令で特惠適用を停止 ・発動の実績なし）	エスケープ・クローズ方式（同左）

（注1）産品の国際競争力等を勘案した国別・品目別特惠適用除外措置あり。

（注2）品目数は、令和5年4月1日時点の輸入統計品目番号に基づき計上。以下同じ。

4. LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠措置（LDC特惠措置）

(1) LDC特惠受益国

LDC45ヶ国。平成20年度からカーボベルデ、平成23年度からモルディブ、平成26年度からサモア、令和元年度から赤道ギニア、令和3年度からバヌアツが対象国から除外された。

(2) LDC特惠措置の内容

上記3.の特惠対象品目全てに加え、LDC特惠対象品目（2,434品目（農水産品1,454品目、鉱工業品980品目））について、無税・無枠。

5. 輸入手続及び原産地認定基準等

(1) 特惠適用物品の輸入手続

特惠関税を適用して輸入する物品についても、一般の輸入貨物とほぼ同様の手続により通関を行うことになっている。すなわち、特惠適用物品の輸入者は、その品名、数量、価格等を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

特惠適用輸入の場合、更に、原産地認定基準を満たしていることを証明するため、輸入申告等の際し、輸入貨物の原産地の税関又はこれに準ずる機関が発給した「一般特惠制度原産地証明書（様

式A)」を税関に提出しなければならない（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品、課税価格の総額が20万円以下の物品又はこれらに該当しない物品で特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。ただし、当該特例申告の対象となる物品であっても、同書類の発給を受けていることは必要となる）。

(2) 原産地認定基準

特惠関税は、特惠受益国又は地域を原産地とする物品のみを対象として適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国又は地域の原産品であるかどうかを認定するための特惠原産地認定基準が定められている。

① 一般基準

次に掲げる物品は、その生産を行った国又は地域が原産地となる。

イ 一の特恵受益国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）

ロ 一の特恵受益国又は地域において、他の国の原産品をその原材料の全部又は一部として、これに実質的な変更（HS 4桁の分類の変更等）を加える加工又は製造により生産された物品（実質加工品）

② 自国関与基準

一の特恵受益国又は地域において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特惠受益国又は地域の完全生産品とみなした場合に、上記①の基準を満たすこととなる物品は、その特惠受益国又は地域の原産品として取り扱われる。

ただし、毛皮製品等特定の製品については、この基準の適用対象から除外されている。

③ 累積原産地制度

インドネシア、フィリピン及びベトナムの3ヶ国（以下「東南アジア諸国」という。）のうちの二以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国を一の国とみなして上記①及び②の原産地認定基準が適用される。この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は、東南アジア諸国において行われたものとみなされることとなる。

より具体的には、実質加工品の認定上、製品に

占める原産品（当該国を原産国とする原材料）については次のような効果が生じることになる。

イ 「原産品割合」の算定においては、次に掲げる物品が東南アジア諸国産品として扱われる。

(i) 東南アジア諸国産品のみから成る原材料のすべて

(ii) 本邦から東南アジア諸国のうちの一の国に輸出された物品のみから成る原材料のすべて

(iii) 前記(i)及び(ii)に掲げる物品のみから成る原材料のすべて

ロ 加工・製造の工程については、生産に関わった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を充足すれば、原産品としての資格が付与される。

以上の結果、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

(3) 運送要件

(2)の基準により認定された特惠受益国原産品が特惠関税の適用を受けるためには、更に、次に掲げる運送要件のいずれかを満たす必要がある。

① 原産地である特惠受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。

② 原産地である特惠受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経路が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。

③ 原産地である特惠受益国等から非原産国において一時蔵置するため又は博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため輸出され、その後、当初における特惠受益国等の輸出者により、その非原産国から①又は②に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

なお、②又は③に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。また、上記②又は③に該当していることを証明するため、輸入申告等に際し、イ. 当該物品の原産地である特惠受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、ロ. 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税

関その他の権限を有する官公署が発給した証明書、又はハ、これらの書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの、のいずれかを提出しなけ

ればならない（課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。）。

(別表) 特惠受益国及び地域一覧表（令和5年度）

番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名
1	<u>アゼルバイジャン</u>	51	ジャマイカ	101	ベラルーシ
2	<u>アフガニスタン</u>	52	ジョージア	102	ベリーズ
3	<u>アルジェリア</u>	53	シリア	103	ペルー
4	<u>アルゼンチン</u>	54	ジンバブエ	104	ボスニア・ヘルツェゴビナ
5	<u>アルバニア</u>	55	<u>スーダン</u>	105	ボツワナ
6	<u>アルメニア</u>	56	スリナム	106	ボリビア
7	<u>アンゴラ</u>	57	スリランカ	107	ホンジュラス
8	<u>イエメン</u>	58	赤道ギニア	108	マーシャル
9	<u>イラク</u>	59	<u>セネガル</u>	109	<u>マダガスカル</u>
10	<u>イラン</u>	60	セルビア	110	<u>マラウイ</u>
11	<u>インド</u>	61	セントビンセント	111	<u>マリ</u>
12	<u>インドネシア</u>	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	112	ミクロネシア
13	<u>ウガンダ</u>	63	セントルシア	113	南アフリカ共和国
14	<u>ウクライナ</u>	64	<u>ソマリア</u>	114	<u>ミャンマー</u>
15	<u>ウズベキスタン</u>	65	<u>ソロモン</u>	115	モーリシャス
16	<u>エクアドル</u>	66	タジキスタン	116	モーリタニア
17	<u>エジプト</u>	67	<u>タンザニア</u>	117	<u>モザンビーク</u>
18	<u>エスワティニ</u>	68	<u>チャド</u>	118	モルディブ
19	<u>エチオピア</u>	69	<u>中央アフリカ</u>	119	モルドバ
20	<u>エリトリア</u>	70	チュニジア	120	モロッコ
21	<u>エルサルバドル</u>	71	<u>ツバル</u>	121	モンゴル
22	<u>ガーナ</u>	72	<u>トーゴ</u>	122	モンテネグロ
23	<u>カーボベルデ</u>	73	トケラウ諸島地域	123	ヨルダン
24	<u>ガイアナ</u>	74	ドミニカ	124	ヨルダン川西岸及びガザ地域
25	<u>カザフスタン</u>	75	ドミニカ共和国	125	ラオス
26	<u>ガボン</u>	76	トルクメニスタン	126	リビア
27	<u>カメルーン</u>	77	トルコ	127	<u>リベリア</u>
28	<u>ガンビア</u>	78	トンガ	128	<u>ルワンダ</u>
29	<u>カンボジア</u>	79	ナイジェリア	129	<u>レソト</u>
30	<u>北マケドニア</u>	80	ナミビア	130	レバノン
31	<u>ギニア</u>	81	ニウエ		
32	<u>ギニアビサウ</u>	82	ニカラグア		
33	<u>キューバ</u>	83	<u>ニジェール</u>		
34	<u>キリバス</u>	84	<u>ネパール</u>		
35	<u>キルギス</u>	85	<u>ハイチ</u>		
36	<u>グアテマラ</u>	86	パキスタン		
37	<u>グレナダ</u>	87	バヌアツ		
38	<u>ケニア</u>	88	バブアニューギニア		
39	<u>コートジボワール</u>	89	<u>パラグアイ</u>		
40	<u>コスタリカ</u>	90	<u>バングラデシュ</u>		
41	<u>コソボ</u>	91	<u>東ティモール</u>		
42	<u>コモロ</u>	92	フィジー		
43	<u>コロンビア</u>	93	フィリピン		
44	<u>コンゴ共和国</u>	94	<u>ブータン</u>		
45	<u>コンゴ民主共和国</u>	95	<u>ブルキナファソ</u>		
46	<u>サモア</u>	96	<u>ブルンジ</u>		
47	<u>サントメ・プリンシペ</u>	97	米領サモア地域		
48	<u>ザンビア</u>	98	ベトナム		
49	<u>シエラレオネ</u>	99	<u>ベナン</u>		
50	<u>ジブチ</u>	100	ベネズエラ		

※アンダーラインは、「特別特惠（LDC特惠）受益国」であることを示す。

(参考1) 特恵対象物品輸入額及び特恵適用輸入額の推移

(単位:百万円)

区 分		年 度		年 度		年 度		
		令和2年度	構成比 (%)	令和3年度	構成比 (%)	令和4年度	構成比 (%)	
全 世 界 からの 総 輸 入 額		68,486,846	100.0	91,460,341	100.0	120,980,811	100.0	
特 恵 受 益 国 からの 輸 入 額	計	総 輸 入 額	8,232,185	12.0	11,085,244	12.1	14,851,994	12.3
		(A) 特 恵 対 象 物 品	1,436,147	2.1	1,701,838	1.9	2,293,594	1.9
		(B) 特 恵 適 用 額	433,095	0.6	499,169	0.5	753,725	0.6
		(内 LDC)	361,766		416,622		645,207	
		適 用 率 (B)/(A)	30.2%		29.3%		32.9%	
	農 水 産 品	総 輸 入 額	1,013,433	1.5	1,259,183	1.4	1,562,637	1.3
		(C) 特 恵 対 象 物 品	289,129	0.4	315,580	0.3	382,430	0.3
		(D) 特 恵 適 用 額	61,524	0.1	65,132	0.1	88,642	0.1
		(内 LDC)	19,522		22,207		35,818	
		適 用 率 (D)/(C)	21.3%		20.6%		23.2%	
鉱 工 業 品	総 輸 入 額	7,218,752	10.5	9,826,061	10.7	13,289,357	11.0	
	(E) 特 恵 対 象 物 品	1,147,018	1.7	1,386,258	1.5	1,911,164	1.6	
	(F) 特 恵 適 用 額	371,571	0.5	434,037	0.5	665,083	0.5	
	(内 LDC)	342,244		394,415		609,389		
	適 用 率 (F)/(E)	32.4%		31.3%		34.8%		

(注1) 令和2年度は確定値、令和3年度は確々報値、令和4年度は確報値による。

(注2) (内 LDC) は、LDC特恵受益国からの一般特恵適用額とLDC特恵適用額の合計値。

(注3) (A)、(C)及び(E)の輸入額は、一般特恵受益国(LDC特恵受益国を含む。)からの一般特恵対象物品の輸入額とLDC特恵受益国からのLDC特恵対象物品の輸入額の合計値。

(参考2) 我が国の国・地域別特恵適用輸入実績の推移(上位20位まで)

(単位:百万円)

順位	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	国・地域名	特恵輸入実績	構成比(%)	国・地域名	特恵輸入実績	構成比(%)	国・地域名	特恵輸入実績	構成比(%)
	総額	433,098	100.0	総額	499,169	100.0	総額	753,725	100.0
1	カンボジア	123,118	28.4	バングラデシュ	147,190	29.5	バングラデシュ	201,292	26.7
2	バングラデシュ	117,545	27.1	カンボジア	140,615	28.2	カンボジア	187,417	24.9
3	ミャンマー	98,549	22.8	ミャンマー	88,641	17.8	ミャンマー	173,811	23.1
4	南アフリカ共和国	13,393	3.1	マダガスカル	23,251	4.7	マダガスカル	51,032	6.8
5	エクアドル	13,141	3.0	南アフリカ共和国	16,961	3.4	南アフリカ共和国	27,301	3.6
6	モーリタニア	9,499	2.2	エクアドル	13,064	2.6	モーリタニア	19,554	2.6
7	トルコ	7,216	1.7	モーリタニア	9,038	1.8	エクアドル	14,232	1.9
8	モロッコ	6,967	1.6	トルコ	8,715	1.7	コロンビア	11,741	1.6
9	コロンビア	6,545	1.5	コロンビア	7,453	1.5	トルコ	11,535	1.5
10	マダガスカル	5,334	1.2	スリランカ	6,112	1.2	スリランカ	7,417	1.0
11	ラオス	5,073	1.2	モロッコ	4,886	1.0	ラオス	7,191	1.0
12	スリランカ	5,049	1.2	ラオス	4,311	0.9	モロッコ	6,963	0.9
13	グアテマラ	2,608	0.6	ウクライナ	3,380	0.7	ベトナム	3,560	0.5
14	イラン	2,366	0.5	イラン	3,103	0.6	イラン	3,044	0.4
15	ベトナム	2,129	0.5	グアテマラ	2,683	0.5	アルゼンチン	2,819	0.4
16	ガーナ	1,601	0.4	ベトナム	2,433	0.5	ガーナ	2,736	0.4
17	パキスタン	1,557	0.4	ガーナ	1,963	0.4	カザフスタン	2,234	0.3
18	ケニア	1,356	0.3	ケニア	1,870	0.4	インド	2,134	0.3
19	インド	1,333	0.3	パキスタン	1,647	0.3	パキスタン	2,128	0.3
20	セルビア	888	0.2	カザフスタン	1,113	0.2	グアテマラ	1,936	0.3

※ 令和2年度は確定値、令和3年度は確々報値、令和4年度は確報値による。

※ 特恵輸入実績は、一般特恵適用輸入額及びLDC特恵適用輸入額の合計値。